

## グループホームきずなのルール(2026年3月11日更新)

### 1. 食事に関するルール

- ・ごはんのおかわりは1杯まで、1食につき1人1合が目安です。
- ・朝ごはんは7時～8時30分、夜ごはんは夜7時～夜9時30分です。
  - ※ お昼はお米とふりかけが食べられます。必要な場合は、前日に世話人に伝えてください。
  - ※ 時間をすぎた食事は衛生面を考えて廃棄します。
- ・食事のあとは食器を片付け、トレーとテーブルをふいてください。
  - ※ みんなで使う食器は世話人が洗うので、お昼に使った場合もそのままにしておいてください。
  - ※ 自分で作った料理の食器は、世話人が見守る中で利用者さんが洗います。
  - ※ コップや水筒は自分で洗ってください。
- ・食事がいない時は、2週間前までに世話人にお伝えください。世話人が会社へ申請を行いますので、申請が完了したことを確認するために申請完了の画面を見せてもらってください。申請完了の画面が確認できた時点で、正式に申請が完了となります。
  - ※ 連絡がない場合は、食べなくても料金がかかります。

### 2. 生活に関するルール

- ・門限は夜8時です。遅れるときはグループホームに電話をして繋がらなかったら留守メッセージを残してください。
  - ※ 夜10時から朝6時までは基本外出できません。
  - ※ 夜10時以降は洗濯機や乾燥機、トイレの使用はできます。リビングには緊急時以外入れません。

- ・外泊を希望する時は、事前に世話人に相談してください。
- ※ 年間10日ほどを目安にしてください。
- ・外出するときは鍵をかけてください。
- ・1日1回、お部屋の窓を開けて換気してください。
- ・1週間に1回、お部屋の様子を確認します。
- ・1ヶ月に1回、シーツや枕カバーは洗濯してください。
- ・全ての刃物類はグループホームに持ち込みできません。グループホーム指定のはさみをお貸しします。
- ・荷物が届く場合、世話人がいる時間帯の夜6時以降に時間指定をしてください。
- ・グループホームでは、引っ越しによる住所変更や銀行、役所の手続きはできません。
- ※ 自分でできない場合は、保護者や後見人をお願いしてください。
- ※ 引っ越しのときに業者が回収できないゴミは有料となり、利用者さんの負担となります。

### **3. お風呂・トイレ・洗濯に関するルール**

- ・お風呂ではシャワーの節水にご協力ください。
- ・お風呂や洗濯は決められた時間内にすませてください。
- ・柔軟剤入りの洗剤を用意しています。
- ・シャンプーやボディソープ、バスマット、歯みがき粉、入浴剤は自分で用意してください。
- ・お風呂のあとは床の水を切り、浴室の扉を閉めてください。
- ・白髪染めやカラー剤の使用は禁止です。

・男性の場合、トイレを使うときは、座って局部をおさえてください。

#### 4. お金・貴重品・薬に関するルール

・現金、キャッシュカード、通帳、印鑑、薬、刃物、タバコ(電子タバコ端末含む)は預けられますが、紛失しても責任は負えません。

・※薬は必ず飲むところまで世話人に目視で確認してもらってください。お昼の薬は夕食時に薬が入っていた袋を見せてください。

※ 飲み合わせの関係で、風邪薬などは用意していないので、ご自身で準備をお願いします。

#### 5. 家電・調理に関するルール

・ガスコンロやIHは一人では使えません。

※ 料理をするときは、専用の包丁を使い、世話人が見守る中で行ってください。

#### 6. たばこに関するルール

・たばこは電子たばこのみ、部屋・玄関で吸えます。

・紙たばこは禁止です。

・吸い殻は水をかけずに冷ましてから捨ててください。

#### 7. 世話人との関わりに関するルール

・世話人に物をあげる、もらうことは禁止です。おみやげも受け取れません。

・ほしい物を世話人にスマートフォンで探してもらうことはできません。

#### 8. ルール違反・トラブルに関するルール

・家具や家電、壁などをわざと壊した場合は、代金をお支払いいただきます。

- ・利用者さん同士のお部屋に入ることはできません。
- ・グループホーム内でお酒を飲むことはできません。
- ・金魚など小さな生き物も部屋で飼うことはできません。
- ・病院、通所先に行ったときは世話人に「〇〇に行ってきました」と教えてください。
- ・毎朝、世話人に昨日の排便があったかを伝えて、体温を測ってください。
- ・リビングの電話は使えません。
- ・世話人がいない時間は玄関の鍵を閉めてください。

## 9.利用者間の金銭・物品のやり取りに関するルール

グループホーム内でのトラブルを防ぎ、利用者の皆さまが安心して生活できる環境を守るため、利用者同士の金銭および物品のやり取りに関するルールを定めます。

### ◆お金の貸し借りは禁止

利用者同士で お金を貸したり借ったりすることは禁止とします。

- ・”あとで返すから貸してほしい”と言ってお金を借りる
- ・他の利用者にお金を貸す
- ・買い物や食事代を立て替える

お金に関するトラブルは、人間関係のトラブルにつながりやすいためです。

お金のことで困った場合は、必ずスタッフへ相談してください。

### ◆奢る・奢られる行為は禁止

利用者同士で 食事代や買い物代を奢る、奢られる行為は禁止とします。

- ・コンビニや外食で代わりに支払う
- ・「今日は自分が出す」と言って支払う
- ・他の利用者に支払ってもらう

小さな金額でも後からトラブルになる場合があるため、禁止とします。

#### ◆物の貸し借りは禁止

利用者同士で物を貸したり借ったりすることは禁止とします。

- ・衣類
- ・ゲームや電子機器
- ・充電器
- ・家電
- ・日用品
- ・食べ物

貸した物が返ってこない、壊れてしまったなどのトラブルを防ぐためです。

#### ◆困ったときの対応

お金や物に関して困ったことがあった場合は、利用者同士で解決しようとせず、スタッフへ相談してください。スタッフが状況を確認し、必要な対応を行います。

#### ◆ルール違反があった場合

利用者間で金銭や物品のやり取りが確認された場合は、以下の対応を行います。

- ・スタッフによる事実確認
- ・必要に応じて注意・指導
- ・同様の行為が繰り返される場合は、関係機関と連携して対応

#### ◆スタッフの対応

スタッフは以下の対応を行います。

- ・金銭・物品の貸し借りを確認した場合は、その場で止める
- ・グループホームのルールを説明する
- ・必要に応じて管理者へ報告し、支援記録に記録する